

倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務に係る質問回答書

令和3年5月13日(木)

倉吉市生活産業部商工観光課

番号	質問項目		質問事項	回答事項
	該当文書	項目		
1	公告	3(3)	「令和3・4年度倉吉市測量等業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること」とありますが、その際、委任状で契約等の委任をしている場合、申込書等の代表者名及び印鑑は委任を受けた者のものでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	公告	3(4)	JIS Q 9001:2015の認証を支社・支店単位で取得していますが、添付する証明は支店のものでよろしいでしょうか。	当市を営業エリアに含む支社又は支店のものであれば問題ありません。
3	公告	3(5)	契約等の権限を中国地方に置いている支店ではなく、鳥取県内の営業所に委任している場合であっても、公告3(5)の参加資格を満たすと解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	公告	3	共同企業体(JV)で参加を行う場合、 ①参加資格は、共同企業体(JV)を構成する業者の中で、いずれかの業者が満たしていればよいでしょうか。 ②事前に指名参加申請が整っていないと参加できないでしょうか。また、これから申請を行う場合、手続き完了にどの位の期間を必要としますか。 ③提出が必要となる様式・書類は何かありますか。	本プロポーザルでは、共同企業体の参加を認めていません。

5	公告	8(2)	<p>①複数の業者で実施体制を構築するにあたり、共同企業体(JV)で体制構築する場合と、再委託先業者で体制構築を行う場合で評価点が異なりますか。</p> <p>②評価は、構築する業者のうち、いずれかの業者が十分な実績等を有していれば満点となりますか。</p>	<p>本プロポーザルでは、共同企業体の参加を認めていません。</p>
6	仕様書	第2章 第1-5	<p>①業務工程表や提案見積書の作成のため、会議の開催回数、開催時期、参加人数(規模)などのコントロールがあれば御教示ください。</p> <p>②会場手配に係る費用(会場使用料等)は、運営補助内に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①企画提案、業務工程表等に関わる質問であり、参加者の技術、経験等から本業務の遂行に最適な企画提案を期待します。</p> <p>②会場使用にあたっては、基本的に当市施設の活用を考えています。ただし、本業務の遂行上、会場使用料等が必要な施設を活用する場合には、事前協議の上、予算の範囲内で設計変更の対象とします。</p>
7	仕様書	第2章 第1-7	<p>①『移動手段や移動コースの設定等に要する事業費』の記載箇所について、「設定等に要する費用」とは、下記のどちらを示すものでしょうか。</p> <p>ア) 将来的な恒久導入やコースの整備費用</p> <p>イ) 令和4年以降の実証実験の一定期間内の試走のための試験導入・仮設の費用</p> <p>②移動手段と移動コースの改善策は何案程度を想定されていますでしょうか。</p>	<p>①本業務を次年度以降も発展的に継続するためには、両費用の検討が必要と考えています。なお、ア)に関しては、事業全体の規模や年次計画を検討するための概算事業費、イ)に関しては、次年度以降の実証実験に向けて予算要求の根拠となる事業費の検討を想定しています。</p> <p>②企画提案に関わる質問であり、参加者の技術、経験等から当市の課題解決に最適な企画提案を期待します。</p>
8	公告	8(1)	<p>第2次審査のプレゼンテーションの説明において、企画提案書の内容をパワーポイント形式に編集した説明用資料を用いるこ</p>	<p>「プレゼンテーションは、第2次参加者の任意の方法で行うことができる。」と定めており、パワーポイント形式の説明資料を</p>

			とができるでしょうか。	用いることも可能です。ただし、企画提案説明書に記載した範囲を超える提案内容を盛り込むことはできません。
9	公告	8(1)	「プレゼンテーションは、第2次参加者の任意の方法で行うことができる。」とありますが、プロジェクターとスクリーンを使用する場合、これらの機材は参加者側で準備しなければならないでしょうか。	プロジェクター、スクリーンは、当市で用意します。なお、リモート形式で審査を行う場合もありますので、第2次審査の実施日時等の通知の際に併せて実施形式、準備機材等を含め、審査の詳細をお知らせします。
10	公告	8(2)	企業等の経験及び能力に対する評価において、企業や管理技術者等の経験を評価する際、同種業務と類似業務で差異が生じますでしょうか。	公表できません。
11	公告	様式4	「1 企画提案説明書は、企画提案①～③の各項目ごとに作成（4ページ以内・両面印刷）すること。」とありますが、ページ数は企画提案①～③の各項目ごとに4ページ以内(計12ページ以内)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	その他		鳥取県県土整備部では、下記のとおり新型コロナ感染拡大防止対応が通達されておりますが、倉吉市でも同様の対応となりますでしょうか。 「作業従事者(下請事業者含む)が、鳥取県の指定する感染流行厳重警戒地域(V)、感染流行警戒地域(IV)から新たに転入(通勤者を除く)する場合は、転入する前の14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後PCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告	当市においても、鳥取県の取扱いに準じた措置を講じますが、本業務が円滑に実施できるようにリモート形式の活用等を図りながら、受託事業者と十分に連携して取り組んでいきたいと考えています。 なお、PCR検査に要する費用に関しては、事前協議の上、予算の範囲内で設計変更の対象とします。

			し転入すること。なお、このPCR 検査に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。」	
--	--	--	--	--